



鳥取県公報

平成13年4月3日(火)
第7269号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更等 (246) (市町村振興課)	1
	字の区域の変更 (247) (")	7
	県営土地改良事業計画の変更 (248) (耕地課)	12
	土地改良事業の工事の完了 (249) (")	13
	国土調査の成果の認証 (250) (")	13
	都市計画の変更 (251) (都市計画課)	14
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (252) (")	14
	都市計画事業の認可 (253) (")	14
	河川法によるに河川予定地の指定 (254) (河川課)	15
調達公告	落札者の決定 (会計課)	15

告 示

鳥取県告示第246号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、智頭町(大字口波多、大字口宇波及び大字宇波の各一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域(平成12年5月1日現在の地番による。)
大字口波多字ドウドウ谷	大字口波多字東谷615の1、615の4から615の7まで 大字口波多字ドウドウ谷の全域
大字口波多字国原	大字口波多字下モ田804の2、805、806の1と一体をなす国有地 大字口波多字高畦の全域 大字口波多字横路ノ上627の2、627の3、629の2、629の4、629の5 大字口波多字国原の全域
大字口波多字下モ田	大字口波多字下モ田のうち804の2、805、806の1と一体をなす国有地以外の区域
大字口波多字芦ヶ谷	大字口波多字芦ヶ平464から466まで、467の1、467の2、468

	大字口波多字芦ヶ谷のうち447の1、447の2以外の区域
大字口波多字花屋前	大字口波多字大前土井187の1 大字口波多字堂ノ下287の4及びこれと一体をなす国有地 大字口波多字迎田301の2 大字口波多字花屋前のうち120と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字口波多字井出前	大字口波多字大前土井177の1及びこれと一体をなす国有地並びに177と一体をなす国有地 大字口波多字井出前の全域
大字口波多字大前土井	大字口波多字大前土井のうち177の1、187の1、202の2及びこれらと一体をなす国有地並びに177、187、188、191の1と一体をなす国有地以外の区域
大字口波多字荒神谷口	大字口波多字大前土井202の2 大字口波多字荒神谷口の全域
大字口波多字堂ノ下	大字口波多字花屋前120と一体をなす国有地の一部 大字口波多字大前土井187、187の1、188、191の1と一体をなす国有地 大字口波多字堂ノ下のうち287の4及びこれと一体をなす国有地並びに同字半田972と一体をなす国有地以外の区域
大字口波多字迎田	大字口波多字迎田のうち301の2以外の区域
大字口波多字赤坂	大字口波多字堂ノ下の同字半田972と一体をなす国有地 大字口波多字半田969から973までと一体をなす国有地 大字口波多字赤坂の全域
大字口波多字市場ヶ谷	大字口波多字市場ヶ谷のうち326の2及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字口波多字津田口	大字口波多字市場ヶ谷326の2及びこれと一体をなす国有地 大字口波多字津田休ノ下338、340の3、340の4、341、342の2、344の1及びこれらと一体をなす国有地 大字口波多字津田703の2、704の3 大字口波多字津田口の全域
大字口波多字津田休ノ下	大字口波多字津田コシカ塔348及びこれと一体をなす国有地 大字口波多字津田715の3、716の2 大字口波多字津田休ノ下のうち338、340の3、340の4、341、342の2、344の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字口波多字津田コシカ塔	大字口波多字津田コシカ塔のうち348及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字口波多字半田	大字口波多字半田のうち969から973までと一体をなす国有地以外の区域
大字口波多字温井上河原	大字口波多字温井上河原のうち364の1、365及びこれらと一体をなす国有地並びに959と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字口波多字塩谷口	大字口波多字温井上河原364の1、365及びこれらと一体をなす国有地並びに959と一体をなす国有地の一部 大字口波多字小坂419の1、419の2、420の4、420の6から420の11まで 大字口波多字塩谷口の全域
大字口波多字小坂	大字口波多字小坂のうち419の1、419の2、420の4、420の6から420の11まで以外の区域
大字口波多字下田山	大字口波多字ヨフセ谷425 大字口波多字下田山の全域

大字口波多字ヨフセ谷	大字口波多字ヨフセ谷のうち425以外の区域
大字口波多字芦ヶ平	大字口波多字芦ヶ谷447の1、447の2 大字口波多字芦ヶ平のうち464から466まで、467の1、467の2、468以外の区域
大字口波多字坂ノ谷	大字口波多字坂ノ谷のうち524から532まで以外の区域
大字口波多字大谷	大字口波多字坂ノ谷524から532まで 大字口波多字大谷の全域
大字口波多字ヒジリカ谷	大字口波多字東谷601、602 大字口波多字ヒジリカ谷の全域
大字口波多字東谷	大字口波多字東谷のうち601、602、615の1、615の4から615の7まで以外の区域
大字口波多字横路ノ上	大字口波多字横路ノ上のうち627の2、627の3、629の2、629の4、629の5以外の区域
大字口波多字下小谷	大字口波多字笹尾649 大字口波多字下小谷の全域
大字口波多字笹尾	大字口波多字笹尾のうち649、657、657の1以外の区域
大字口波多字津田	大字口波多字笹尾657、657の1 大字口波多字津田のうち703の2、704の3、715の3、716の2以外の区域
大字口波多字北谷	大字口波多字ミソギ772、773 大字口波多字北谷の全域
大字口波多字ミソギ	大字口波多字ミソギのうち772、773以外の区域
大字口宇波字縁茶山	大字口宇波字中山36の2 大字口宇波字出合横路ノ上613の2 大字口宇波字縁茶山の全域
大字口宇波字中山	大字口宇波字中山のうち36の2以外の区域
大字口宇波字コホヒ谷口	大字口宇波字細谷452の2 大字口宇波字コホヒ谷口のうち51の1、51の5、51の6以外の区域
大字口宇波字馬場	大字口宇波字コホヒ谷口51の1、51の5、51の6 大字口宇波字馬場ノ上485の2 大字口宇波字馬場の全域
大字口宇波字半田	大字口宇波字柿木586の2から586の4まで、587の3 大字口宇波字半田の全域
大字口宇波字大畑	大字口宇波字カツラ平221の1、222の7、222の8、224の2、224の3及びこれらと一体をなす国有地 大字口宇波字大谷226の1、226の4、226の12及びこれらと一体をなす国有地 大字口宇波字大畑のうち213の2、214の3、214の4、214の6、214の7、215、215の1から215の3まで、216の1、216の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字口宇波字カツラ平	大字口宇波字大谷226の7、226の13及びこれらと一体をなす国有地 大字口宇波字ツエ谷572の2、572の3、573の2から573の4まで、579の2 大字口宇波字柿木580の2 大字口宇波字カツラ平のうち221の1、222の7、222の8、224の2、224の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字口宇波字大谷	大字口宇波字大畑213の2、214の3、214の4、214の6、214の7、215、215の

	<p>1 から215の3まで、216の1、216の3及びこれらと一体をなす国有地 大字口宇波字屋根屋谷526の5 大字口宇波字大谷口533の2、533の3、534の2、534の3 大字口宇波字大谷のうち226の1、226の4、226の7、226の12、226の13及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字口宇波字分谷	<p>大字口宇波字宮ノ向603の2 大字口宇波字瀧ノ下タ660の2、660の3 大字口宇波字分谷のうち267の3、267の5、267の8及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字口宇波字深山下タ	<p>大字口宇波字分谷267の3、267の5、267の8及びこれらと一体をなす国有地 大字口宇波字宮ノ上ミ平649の2、651の2、652の2、653の3 大字口宇波字深山下タのうち276の2、277の3以外の区域</p>
大字口宇波字小滝	<p>大字口宇波字瀧ノ下タ662の2、662の3、663の2、664の2から664の4まで、665の3から665の5まで 大字口宇波字スリ鉢667の3 大字口宇波字瀧上西平822の2、823の2から823の9まで 大字口宇波字小滝の全域</p>
大字口宇波字シラ玉	<p>大字口宇波字小白玉343の2、344の3、344の4、354の2、354の3、355の3及びこれらと一体をなす国有地 大字口宇波字谷800の1から800の6まで 大字口宇波字シラ玉の全域</p>
大字口宇波字小白玉	<p>大字口宇波字上ミ小谷728の2から728の5まで 大字口宇波字向田ノ上へ736の2から736の4まで、737の2、737の3、738の2、738の3、739の2から739の6まで 大字口宇波字小白玉のうち343の2、344の3、344の4、354の2、354の3、355の3、360の1、360の3から360の5まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字口宇波字宮ノ前	<p>大字口宇波字向田ノ上へ740の2から740の6まで 大字口宇波字奥谷775の2、775の3 大字口宇波字宮ノ前の全域</p>
大字口宇波字出合東平	<p>大字口宇波字出合東平のうち448の2以外の区域</p>
大字口宇波字細谷	<p>大字口宇波字細谷のうち452の2以外の区域</p>
大字口宇波字馬場ノ上	<p>大字口宇波字馬場ノ上のうち485の2以外の区域</p>
大字口宇波字家ノ上	<p>大字口宇波字砂谷504 大字口宇波字家ノ上の全域</p>
大字口宇波字砂谷	<p>大字口宇波字砂谷のうち504、506以外の区域</p>
大字口宇波字半田ノ上	<p>大字口宇波字砂谷506 大字口宇波字半田ノ上の全域</p>
大字口宇波字屋根屋谷	<p>大字口宇波字屋根屋谷のうち526の5以外の区域</p>
大字口宇波字大谷口	<p>大字口宇波字大谷口のうち533の2、533の3、534の2、534の3以外の区域</p>
大字口宇波字坂ノ谷	<p>大字口宇波字坂ノ谷のうち541の1以外の区域</p>
大字口宇波字大ケ谷	<p>大字口宇波字坂ノ谷541の1 大字口宇波字大ケ谷の全域</p>

大字口宇波字ヒル造	大字口宇波字ハウメウ702の2 大字口宇波字ヒル造の全域
大字口宇波字ヤトウジ	大字口宇波字ヤトウジのうち569の3から569の5まで、570の3、570の4以外の区域
大字口宇波字ツエ谷	大字口宇波字ツエ谷のうち572の2、572の3、573の2から573の4まで、579の2以外の区域
大字口宇波字柿木	大字口宇波字柿木のうち580の2、586の2から586の4まで、587の3以外の区域
大字口宇波字宮ノ向	大字口宇波字宮ノ向のうち603の2以外の区域
大字口宇波字出合横路ノ上	大字口宇波字出合横路ノ上のうち613の2以外の区域
大字口宇波字下モ小谷	大字口宇波字ヤトウジ569の3から569の5まで、570の3、570の4 大字口宇波字下モ小谷の全域
大字口宇波字宮ノ上ミ平	大字口宇波字宮ノ上ミ平のうち649の2、651の2、652の2、653の3以外の区域
大字口宇波字源山下タ	大字口宇波字深山下タ276の2、277の3 大字口宇波字瀧上西平825の2から825の7まで 大字宇波字迎山886の2、886の3 大字口宇波字源山下タの全域
大字口宇波字瀧ノ下タ	大字口宇波字スリ鉢667の1 大字口宇波字瀧ノ下タのうち660の2、660の3、662の2、662の3、663の2、664の2から664の4まで、665の3から665の5まで以外の区域
大字口宇波字スリ鉢	大字口宇波字スリ鉢のうち667の1、667の3以外の区域
大字口宇波字松ジカ造	大字口宇波字小白玉360の1、360の3から360の5まで及びこれらと一体をなす 国有地 大字口宇波字ハウメウ699の1、699の2、700の1、700の2 大字口宇波字松ジカ造の全域
大字口宇波字ハウメウ	大字口宇波字ハウメウのうち699の1、699の2、700の1、700の2、702の2以外の区域
大字口宇波字金畑	大字口宇波字金畑のうち726、727以外の区域
大字口宇波字上ミ小谷	大字口宇波字金畑726、727 大字口宇波字上ミ小谷のうち728の2から728の5まで以外の区域
大字口宇波字向田ノ上へ	大字口宇波字向田ノ上へのうち736の2から736の4まで、737の2、737の3、738の2、738の3、739の2から739の6まで、740の2から740の6まで以外の区域
大字口宇波字奥谷	大字口宇波字奥谷のうち775の2、775の3以外の区域
大字口宇波字谷	大字口宇波字谷のうち800の1から800の6まで以外の区域
大字口宇波字瀧上西平	大字口宇波字瀧上西平のうち822の2、823の2から823の9まで、825の2から825の7まで以外の区域
大字新見字新田	大字口宇波字出合東平448の2 大字新見字新田の全域
大字宇波字深山下	大字宇波字深山平887の2、887の3、888の2、889の1、889の3 大字宇波字深山下の全域
大字宇波字大造口	大字宇波字夏明103の2、104の3、105の2、105の3、112の2、112の3及びこれらと一体をなす国有地

	<p>大字宇波字砂子谷920の2 大字宇波字杉ヶ谷927の2、927の3、928の2、928の3 大字宇波字大迫口の全域</p>
大字宇波字油免	<p>大字宇波字迎谷866 大字宇波字油免の全域</p>
大字宇波字夏明	<p>大字宇波字スケノ谷口175の2、175の4、175の7から175の9まで、180の2及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字堂皆地216の1、217の1、218、219の2、221の2、222の2、224の3、224の4及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字夏明のうち103の2、104の3、105の2、105の3、112の2、112の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字スケノ谷口	<p>大字宇波字スケノ平953の16 大字宇波字スケノ谷口のうち175の2、175の4、175の7から175の9まで、180の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字堂皆地	<p>大字宇波字宮ノ上268から272まで、273の2及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字荒神谷下モ平954の2から954の5まで、955の2、956の2、958の2 大字宇波字堂皆地のうち216の1、217の1、218、219の2、221の2、222の2、224の3、224の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字宮ノ上	<p>大字宇波字宮ノ津へ964の2から964の4まで、964の6、965、966の1から966の4まで、967の2から967の6まで 大字宇波字ツツラ平968の5 大字宇波字宮ノ上のうち268から272まで、273の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字寺ノ前	<p>大字宇波字神田361の1、363及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字家ノ前461の2、463の2及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字井古皆地646の1、650の2及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字寺ノ前の全域</p>
大字宇波字神田	<p>大字宇波字赤谷奥977の2、978の2から978の4まで 大字宇波字神田のうち347の1から347の4まで、361の1、363及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字赤谷	<p>大字宇波字赤谷奥981の2、1006の2 大字宇波字赤谷の全域</p>
大字宇波字家ノ前	<p>大字宇波字神田347の1から347の4まで 大字宇波字家ノ前のうち461の2、463の2、463の3、466の2、466の3、467の2、467の3、469の2、477の2、478の7及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字ウツノコ	<p>大字宇波字ウツノコのうち496の2、496の3、497の2、500の2、500の3、504の2、505の2、507の2、509の2、512の4、513の2から513の6まで、515の2、516の2、517から522まで、523の2、524の2、525の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字大石ノ元	<p>大字宇波字ウツノコ496の2、496の3、497の2、500の2、500の3、504の2、505の2、507の2、509の2、512の4、513の2から513の6まで、515の2、516の2、517から522まで、523の2、524の2、525の2及びこれらと一体をなす国</p>

	<p>有地 大字宇波字宇津ノ小谷1012の2、1013の2、1014の2、1035の2、1036の2、1037、1038の2 大字宇波字大石ノ元の全域</p>
大字宇波字井古皆地	<p>大字宇波字家ノ前463の3、466の2、466の3、467の2、467の3、469の2、477の2、478の7及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字井古皆地のうち646の1、650の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字宇波字迎谷	大字宇波字迎谷のうち866、866の2、866の3以外の区域
大字宇波字深山平	大字宇波字深山平のうち887の2、887の3、888の2、889の1、889の3以外の区域
大字宇波字砂子谷	<p>大字宇波字杉ヶ谷927の1 大字宇波字砂子谷のうち920の2以外の区域</p>
大字宇波字杉ヶ谷	大字宇波字杉ヶ谷のうち927の1から927の3まで、928の2、928の3以外の区域
大字宇波字スケノ平	大字宇波字スケノ平のうち953の16以外の区域
大字宇波字荒神谷下モ平	大字宇波字荒神谷下モ平のうち954の2から954の5まで、955の2、956の2、958の2、959以外の区域
大字宇波字荒神谷	<p>大字宇波字荒神谷下モ平959 大字宇波字荒神谷の全域</p>
大字宇波字宮ノ津へ	大字宇波字宮ノ津へのうち964の2から964の4まで、964の6、965、966の1から966の4まで、967の2から967の6まで以外の区域
大字宇波字ツツラ平	大字宇波字ツツラ平のうち958の5以外の区域
大字宇波字赤谷奥	大字宇波字赤谷奥のうち977の2、978の2から978の4まで、981の2、1006の2以外の区域
大字宇波字宇津ノ小谷	<p>大字宇波字小宇津ノ小谷1039、1040、1040の1、1041から1044まで及びこれらと一体をなす国有地 大字宇波字宇津ノ小谷のうち1012の2、1013の2、1014の2、1035の2、1036の2、1037、1038の2以外の区域</p>
大字宇波字小宇津ノ小谷	大字宇波字小宇津ノ小谷のうち1039、1040、1040の1、1041から1044まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宇波字以後谷	<p>大字宇波字猪ノ谷1073 大字宇波字以後谷の全域</p>
大字宇波字猪ノ谷	大字宇波字猪ノ谷のうち1073以外の区域
廃止する字の名称	大字口波多字高畦

鳥取県告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、淀江町（大字今津、大字淀江、大字西尾原、大字福頼、大字平岡、大字中間及び大字小波の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年6月1日現在の地番による。）
大字今津字狐塚	大字今津字狐塚のうち114の2、118の2以外の区域
大字今津字岸ノ上	大字今津字狐塚114の2、118の2 大字今津字岸ノ上のうち127の2以外の区域
大字今津字岸ノ前	大字今津字岸ノ上127の2 大字今津字岸ノ前の全域 大字今津字濱田280の2、280の5、282の2、282の3、283の2、283の4、300の2、300の4、300の5及びこれらと一体をなす国有地 大字今津字向田301の2、301の3及びこれらと一体をなす国有地並びに301の1、302、303と一体をなす国有地の一部
大字今津字王地	大字今津字王地のうち187の1から187の5まで、187の9及びこれらと一体をなす国有地並びに187の6、187の8と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今津字下谷	大字今津字下谷のうち236の5及びこれらと一体をなす国有地並びに234の1、234の5、235、236の1、236の6、236の12と一体をなす国有地以外の区域 大字今津字金友245の6
大字今津字金友	大字今津字王地187の1、187の4、187の5、187の9 大字今津字金友のうち245の6以外の区域 大字今津字濱田279の3及びこれと一体をなす国有地 大字淀江字小深田449の4、449の6及びこれらと一体をなす国有地並びに449の2、449の3、449の5と一体をなす国有地の一部 大字淀江字長町872の5、872の8、872の9、873の3、873の4 大字淀江字八軒町956の3、956の4、965の3、966の2、974の3
大字今津字濱田	大字今津字王地187の2、187の3及びこれらと一体をなす国有地並びに187の4から187の6まで、187の8と一体をなす国有地の一部 大字今津字濱田のうち279の3、280の2、280の5、282の2、282の3、283の2、283の4、300の2、300の4、300の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今津字向田	大字今津字向田のうち301の2、301の3及びこれらと一体をなす国有地並びに301の1、302、303と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字淀江字大垣	大字今津字下谷234の1、234の5、235、236の1、236の6、236の12と一体をなす国有地 大字淀江字大垣のうち438の2、438の3、439の2、439の3、440の2から440の4まで、448の4以外の区域 大字淀江字小深田457の4及びこれと一体をなす国有地の一部
大字淀江字小深田	大字今津字下谷236の5及びこれと一体をなす国有地 大字淀江字大垣438の2、438の3、439の2、439の3、440の2から440の4まで、448の4 大字淀江字小深田のうち449の4、449の6、457の4及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに449の2、449の3、449の5と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字淀江字長町864の2、868の3、869の2、870の2、871の2、871の3、872

	の2から872の4まで及びこれらと一体をなす国有地
大字淀江字長町	大字淀江字小深田449の3と一体をなす国有地の一部 大字淀江字長町のうち864の2、868の3、869の2、870の2、871の2、871の3、872の2から872の5まで、872の8、872の9、873の3、873の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字淀江字八軒町	大字淀江字八軒町のうち956の3、956の4、965の3、966の2、974の3以外の区域
大字西尾原字下大塚	大字西尾原字下大塚のうち193の1、193の3、194の3、194の4、195の1、197の1及びこれらと一体をなす国有地並びに188、188の1、194の1、194の2、196と一体をなす国有地以外の区域
大字福頼字角垣	大字福頼字角垣のうち67及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福頼字前田	大字福頼字角垣67及びこれと一体をなす国有地の一部 大字福頼字前田の全域
大字福頼字宮ノ前	大字福頼字宮ノ前のうち140の2、141の2、141の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福頼字涼ミ木	大字福頼字涼ミ木のうち151の2、151の3、151の5、170の2、171の2、172、176の一部、177の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福頼字御崎平178の3、189の1、190の1
大字福頼字御崎平	大字福頼字御崎平のうち178の3、189の1、190の1、201の2、202の3、205の3、205の4及びこれらと一体をなす国有地並びに201の1、202の2、204と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福頼字姥ヶ谷	大字福頼字御崎平202の3、205の3、205の4及びこれらと一体をなす国有地並びに201の1、202の2、204と一体をなす国有地の一部 大字福頼字姥ヶ谷のうち270の1、270の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福頼字村屋敷	大字福頼字涼ミ木176の一部、177の2及びこれらと一体をなす国有地 大字福頼字御崎平201の2 大字福頼字姥ヶ谷270の1、270の3及びこれらと一体をなす国有地 大字福頼字村屋敷のうち275の2の一部、276、277の1、278の1、279の一部、280の1、282の1、283の1及びこれらと一体をなす国有地並びに284、284の1、289、290の1、290の2、290の6、290の7、291、291の1、292、292の1、296、296の1、297、298、299と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字平岡字三角屋敷	大字福頼字涼ミ木170の2、171の2、172及びこれらと一体をなす国有地 大字福頼字村屋敷278の1、279の一部、280の1、282の1、283の1及びこれらと一体をなす国有地並びに284、284の1、289、290の1、290の2、290の6、290の7、291、291の1、292、292の1、296、296の1、297、298、299と一体をなす国有地の一部 大字平岡字三角屋敷の全域 大字平岡字五和出781、782の2、783の2、783の3
大字平岡字土井ノ内	大字西尾原字下大塚197の1及びこれと一体をなす国有地並びに194の1、194の2、196と一体をなす国有地 大字福頼字村屋敷275の2の一部、276、277の1及びこれらと一体をなす国有地 大字平岡字土井ノ内の全域

大字平岡字東小原	大字西尾原字下大塚193の1、193の3、194の3、194の4、195の1及びこれらと一体をなす国有地並びに188、188の1と一体をなす国有地 大字平岡字東小原の全域
大字平岡字西小原	大字平岡字西小原の全域 大字平岡字中駄渡424の1
大字平岡字中駄渡	大字平岡字中駄渡のうち424の1以外の区域
大字平岡字五和出	大字福頼字涼三木151の2、151の3、151の5及びこれらと一体をなす国有地 大字平岡字五和出のうち781、782の2、783の2、783の3以外の区域
大字平岡字墓ノ前	大字福頼字宮ノ前140の2、141の2、141の3及びこれらと一体をなす国有地 大字平岡字墓ノ前の全域 大字平岡字岩ヶ谷503の2、503の3及びこれらと一体をなす国有地並びに503の1と一体をなす国有地
大字平岡字岩ヶ谷	大字平岡字岩ヶ谷のうち503の2、503の3及びこれらと一体をなす国有地並びに503の1と一体をなす国有地以外の区域
大字平岡字荒町	大字平岡字荒町のうち849の1、849の2、850以外の区域
大字平岡字懸田	大字平岡字懸田の全域 大字小波字道端40の4、41の2、42の2、43の1、44の1及び60、81、82、84の1と一体をなす国有地の一部 大字小波字福田原179の1、179の2、180、181の1、181の2、184と一体をなす国有地の一部
大字平岡字塩入	大字平岡字塩入の全域 大字小波字後田1467の2、1470の2
大字中間字前田	大字中間字前田のうち192の2及びこれと一体をなす国有地並びに192の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中間字中屋舗下448の1、452、453、453の1、453の2と一体をなす国有地
大字中間字坂ノ上	大字中間字坂ノ上のうち281の2から281の5まで及び287の2、287の3、287の5、291の1から291の3まで、291の9、291の14、291の24、296と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中間字上坂ノ上300の8 大字中間字中屋舗420の4、424の2、424の3
大字中間字上坂ノ上	大字中間字坂ノ上281の2から281の5まで 大字中間字上坂ノ上のうち300の8、303の3、304の2及び297と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中間字羽越谷ノ式345の5、345の7、345の8、345の11
大字中間字尾高境	大字中間字尾高境のうち305の2、306の3、307の2、315の4から315の7まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中間字羽越谷ノ壑	大字中間字尾高境305の2、306の3、307の2、315の4から315の7まで及びこれらと一体をなす国有地 大字中間字羽越谷ノ壑の全域 大字中間字羽越谷ノ式334の1、335と一体をなす国有地の一部
大字中間字羽越谷ノ式	大字中間字上坂ノ上303の3、304の2 大字中間字羽越谷ノ式のうち345の5、345の7、345の8、345の11及び334の1、335と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字中間字東八反場	大字中間字東八反場の全域 大字中間字西八反場399の1から399の7までの一部、399の9及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに398、399の8、401と一体をなす国有地の一部 大字小波字的場新田547の1から547の4まで
大字中間字岩井木	大字中間字岩井木の全域 大字中間字中屋舗430の2及びこれと一体をなす国有地並びに420の1、420の3、428、429の2から429の4まで、430の1、434、435、435の2、441、443と一体をなす国有地の一部
大字中間字西八反場	大字中間字坂ノ上287の2、287の3、287の5、291の1から291の3まで、291の9、291の14、291の24、296と一体をなす国有地の一部 大字中間字上坂ノ上297と一体をなす国有地の一部 大字中間字西八反場のうち399の1から399の7までの一部、399の9及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに398、399の8、401と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中間字中屋舗420の1と一体をなす国有地の一部
大字中間字中屋舗	大字中間字中屋舗のうち420の4、424の2、424の3、430の2及びこれらと一体をなす国有地並びに420の1、420の3、428、429の2から429の4まで、430の1、434、435、435の2、441、443と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中間字中屋舗下	大字中間字中屋舗下のうち453の6、454の2、455の6、455の7及びこれらと一体をなす国有地並びに444、448の1、449、450の1、452、453、453の1、453の2、454、455の1から455の3まで、455の5と一体をなす国有地以外の区域
大字中間字谷田	大字中間字中屋舗下455の6及びこれと一体をなす国有地並びに444、449、450の1、455の1、455の5と一体をなす国有地の一部 大字中間字谷田の全域 大字中間字寺山476の1と一体をなす国有地の一部
大字中間字寺山	大字中間字中屋舗下453の6、454の2、455の7及びこれらと一体をなす国有地並びに454、455の1から455の3までと一体をなす国有地の一部 大字中間字寺山のうち476の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中間字東屋舗	大字中間字前田192の2及びこれと一体をなす国有地並びに192の1と一体をなす国有地の一部 大字中間字中屋舗下453の6と一体をなす国有地の一部 大字中間字東屋舗の全域
大字小波字後田	大字小波字後田のうち1467の2、1470の2、1486以外の区域
大字小波字道端	大字小波字道端のうち40の4、41の2、42の2、43の1、44の1、84の2、85の2、86の2、87の2、88の2、89の2及び60、81、82、84の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小波字寺ノ前92の3、92の4、93の2、94の2、95の一部、96の4、96の5
大字小波字寺ノ前	大字小波字後田1486 大字小波字寺ノ前のうち92の3、92の4、93の2、94の2、95の一部、96の4、96の5、97の2、97の3、98の3、100の4、121の2、122の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小波字横道	大字小波字寺ノ前97の2、98の3、100の4、121の2、122の3及びこれらと一体をなす国有地

	大字小波字横道のうち134の4から134の6まで、135の3、154の2、154の3、155の2、156の3、158の2、159の2、160の2、161の2及びこれらと一体をなす国有地並びに135の1、137の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小波字福田原	大字小波字道端84の2、85の2、86の2、87の2、88の2、89の2 大字小波字寺ノ前97の3 大字小波字横道154の2、154の3、155の2、156の3、158の2、159の2、160の2、161の2及びこれらと一体をなす国有地 大字小波字福田原のうち179の1、179の2、180、181の1、181の2、184と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小波字原畑	大字平岡字荒町849の1、849の2、850 大字小波字原畑のうち214の2、214の3、215の2、220の2以外の区域
大字小波字原田	大字小波字横道134の4から134の6まで、135の3及びこれらと一体をなす国有地並びに135の1、137の2と一体をなす国有地の一部 大字小波字原畑214の2、214の3、215の2、220の2 大字小波字原田のうち232、232の2、233の2、234の2、235の2以外の区域
大字小波字中原田	大字小波字中原田の全域 大字小波字下原田264の4及びこれと一体をなす国有地並びに262の5、263の2と一体をなす国有地
大字小波字下原田	大字小波字下原田のうち262の3から262の5まで、263の2、264の4、270の2、270の3、271の2、271の3、272の3、273の3、284の2、285の2、286の2、287の2、287の3、291の2、291の3、292及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小波字狭間谷	大字小波字下原田262の3から262の5まで、263の2、270の2、270の3、271の2、271の3、272の3、273の3、284の2、285の2、286の2、287の2、287の3、291の2、291の3、292 大字小波字狭間谷のうち306、311の1、311の4以外の区域
大字小波字河原田	大字小波字狭間谷306、311の1、311の4 大字小波字河原田の全域
大字小波字的場新田	大字小波字的場新田のうち547の1から547の4まで以外の区域
大字小波字向原	大字小波字原田232、232の2、233の2、234の2、235の2 大字小波字向原の全域
大字小波字東岡畑	大字小波字東岡畑の全域 大字小波字上前田1487、1488
大字小波字上前田	大字小波字上前田のうち1487、1488以外の区域

鳥取県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業東因幡地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年4月4日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
江 府 町	単県土地改良事業助沢地区区画整理	平成12年3月29日

鳥取県告示第250号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成11年度及び平成12年度	鳥取市（桂木及び祢宜谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市桂木及び祢宜谷の各一部	平成13年4月3日
八東町	平成11年度及び平成12年度	八東町（大字日田の一部）の地籍図及び地籍簿	八東郡八東町大字日田の一部	〃
智頭町	平成6年度から平成9年度まで	智頭町（大字口波多、大字口宇波及び大字宇波の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡智頭町大字口波多、大字口宇波及び大字宇波の各一部	〃
淀江町	平成8年度から平成12年度まで	淀江町（大字今津、大字淀江、大字西尾原、大字福瀬、大字平岡、大字中間及び大字小波の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡淀江町大字今津、大字淀江、大字西尾原、大字福瀬、大字平岡、大字中間及び大字小波の各一部	〃

鳥取県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画道路3・5・1号智頭病院線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

八頭郡智頭町大字智頭字山崎、字山崎向河原、字大地戸河原ノ二、字大地戸河原ノ一、字天神免ノ一、字大地戸、字段ハナ、字ダソウノ前及び字神代並びに大字坂原字下モ河原及び字吹谷口

追加する部分

八頭郡智頭町大字智頭字横瀬

鳥取県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類

鳥取都市計画地区計画 的場地区地区計画

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・4・10号皆生温泉環状線

3 事業施行期間

平成13年4月3日から平成19年3月31日まで

4 事業地

- 1 収用の部分 米子市皆生五丁目、上福原三丁目及び上福原四丁目
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第254号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部河川砂防課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の河川に係る東伯郡北条町北尾及び同町弓原の地域内の土地のうち別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（別紙図面は、省略する。）

二級河川由良川水系北条川右岸に接する地（東伯郡北条町北尾字式ノ坪94 - 1、94 - 2、94 - 5 及び94 - 7）
から海に至るまで

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県教育情報通信ネットワーク（Torikyo-NET）システム 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 決 定 日 | 平成13年2月8日 |
| 4 落札者の名称及び
所在地 | 株式会社富士通鳥取システムエンジニアリング
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落 札 価 格 | 102,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成12年12月26日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局
の名称及び所在地 | 鳥取県出納局会計課
鳥取市東町一丁目220 |

